

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

マレーシア 編

2013年3月



c) 従業員が業務において回路配置を創作した場合には、その雇用者。

回路配置の権利者は、その配置の全部又は本質的部分の再現並びに、その配置、当該配置が組み込まれている集積回路又はかかる集積回路を含む物品の商用利用及び商用利用の認可を行なう独占的な権利を有する。

回路配置の保護の存続期間は、当該回路配置がマレーシア国内又はそれ以外で初めて商用利用のされた時から 10 年間とされる。しかしながら、同法に基づき回路配置に付与された保護は、当該回路配置が創作された日から 15 年が経過したときに消滅する。

保護されている回路配置に係る権利は財産権（自然人及び法人の）であり、譲渡、実施許諾、遺言証書及び法の適用による承継を含む手段により譲渡することができる。かかる譲渡又はその他の方法による移転は回路配置の全部又は一部についてできる。

譲渡又はその他の方法による移転は、当該譲渡又はその他の方法による移転が書面により、譲渡人による又は譲渡人に代わる署名がされ、かつ、現実の通知であるか擬制通知であるかを問わず、第三者に当該譲渡又はその他の方法による移転が通知されている場合にのみ、効力を有する。

IV. 商号

商号は 1976 年商標法に基づきサービスマークとして保護することができる。1996 年商標（改正）法は、標章を定めるすべての規定の適用範囲にサービスマークを含むものとした。

未登録商標に関しては、商号がのれんを伴う場合には、詐称通用の不法行為に基づき保護が与えられる（第 2 章第 6 節を参照すること）。

マレーシア会社登記所は、登録商標について商標登録簿を確認せず、商号の登録請求の正当性を調査しないことに留意頂きたい。被告に商号の変更及び当該商標号の使用の中止を強制するために商標侵害及び／又は詐称通用のいずれかに基づく法的措置を開

始する責任は、当該商標の正当な所有者にある。このことは、マレーシアにおける商標に係る様々な判例からも明らかである。

会社の名称の登録はマレーシア会社登記所（CCM）により行われている。CCMは商標登録簿に反する商号への申請をチェックすることはしていないし、義務も負っていない。そんなわけで、第三者の登録商標を取り込んだ称号を登録した会社との紛争はよくあることである。会社の登記官も商標の登録官も現行法制下では商号の変更を強制する権限を持っていない。

商標権者は、その相手当事者に商号を変更することを強制する裁判所の作為命令的差止め命令を求めるために、商標侵害あるいは詐称通用として裁判所において訴訟手続きをかいしすることにある。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル マレーシア編

[著者]

Tay & Partners

Su Siew Ling, Partner, Advocate & Solicitor

April Wong Chooi Li, Advocate & Solicitor

Joanne Lee, Advocate & Solicitor

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2013 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2013 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。